主 原判決を破殺し本件を名古屋地方裁判所に差戻す 理 由

本件上告理由第一点は原料決は弁護士田規義が被上告を表している。 本件ととますがら上告人は一部では、 一点は原料決は右委任によるを表しいれている。 一点は方式には、 一点には、 一には、 一には、

予め協議してこれを確定した上この確定した内容通りの和解調書作成代理権を被上 告人の指定する代理人に委任する旨同意しその結果上告人の代理人として弁護士田 中親義が選任せられ同弁護士並に被上告人の代理人としての弁護士阿久津英三が昭 和二十六年三月二十日名古屋簡易裁判所に出頭して本件和解が成立したものである 和二十八十二月二十日石屋間勿録刊別に山頭して本行和解が成立したものである。 との趣旨を認定したものであること原判文上明かである。然し乍ら原審が右認定に 供したる原審証人Aの証言並に乙第〈要旨〉二、四号証によれば、上告人は右和解の 為め被上告人の代理人たる弁護士阿久津英三に対し白紙委任状を手交〈/要旨〉して自 己の代理人となるべき弁護士の選任方を一任し阿久津弁護士はこれによつて自己と 事務所を同じうする弁護士田中親義に上告人り代理人たるべく依頼しその承引を得 て右白紙委任状に同弁護士の氏名を記入しこれを裁判所に提出したのではないかと の形跡を窺い得ないわけでもない。もし然りとすれば右阿久津弁護士は自己の受任 している訴訟事件について代理人選任という事柄で相手方の為め職務行為を為した るものと云うべく従つて右代理人選任は弁護士法第二十五条第一号に抵触し無効に 帰するものと認めざるを得ない。左すれば本件和解の効力にも影響すべきを以て原 審としては叙上の点につき思を致し十分に審理を尽した上本件和解の効力を判断すべかりしに拘らず原判決は毫もその点に触るることなく右代理人選任の点をただ民法第百八条及び公序良俗に反するや否やに関する問題としてだけ取上げ本件和解を 有効のものと判断したのは審理不尽に基く理由不備の誹を免れない。尚右代理人選 任が右仮定の如き推移でなされたとしても本件のような場合は毫も本人の利益を害 することがないから弁護士法第二十五条の問題とするに足りないとの異論もあるで あろうが右規定の趣意とするところは一方の当事者の代理人たる弁護士が本人を裏切り相手方に廻つてその利益を害せんとするを禁止せんとするばかりでなく弁護士 をしてその使命に鑑み弁護士としての品位を涜さざらしめんとする律意をも包含す るものと認められるからただ単なる相手方の為の代理人を選任するというような行 為をも禁止の対象としているものと認めるのを相当と考える。

以上の如くであるから原判決に叙上の欠点ありというに帰着する前示上告理由は 理由あるものと云うべく従つて原判決は到底破毀を免れないものと考える。よつて 民事訴訟法第四百七条第一項に則り主文の通り判決する。

(裁判長裁判官 下飯坂潤夫 裁判官 渡辺門偉夫 裁判官 海部安昌)